

平成30年 第4回

戸田市教育委員会臨時会

平成30年4月10日（火）午後3時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第4回教育委員会（臨時会）次第

1 開会

2 報告事項

ページ

- ① 戸田市部活動方針（案）について……………別紙
（教育政策室）

3 その他

（1）次回の教育委員会の日程（案）

平成30年4月25日（水）午後4時～

（2）その他

4 閉 会

戸田市部活動方針（案）

はじめに

中学校における部活動は、学校教育活動の一環として、興味や関心を共通にした生徒の自主的・自発的な参加により行われるものである。また、顧問の教員をはじめ学校の管理職や保護者、外部指導員を含む地域の方々など関係者の協力や指導に支えられて成立しているものでもある。部活動は、生徒の個性や能力を伸ばし、生涯にわたりスポーツや文化に親しんだり追求したりする資質や能力を高めることができるものである。それぞれが目標をもって努力し、学年や学級を超えて切磋琢磨する中で、「相手を認める」「一緒に協力する」「励ましあう」などの連帯感や責任感、協調性、自立心、自主性など心身の健全な育成のために部活動は大きな役割を果たしている。

部活動は、これからも、生徒や教員等によって大切に育まれていく重要な学校教育活動の一環であることに変わらない。一方で、教員の多忙化、生徒や保護者の多様なニーズに十分対応できていないこと、顧問としての専門的な指導力不足、生徒の肉体的・精神的な負荷による学業への影響など、集団活動としての部活動の多様性と持続性に課題が生じている。こうした諸課題への指摘を踏まえ、本市における部活動の実態を明らかにし、適正かつ継続的に運営することができる部活動の在り方を検討するため、平成29年10月に「戸田市部活動の在り方検討委員会」を設置した。本委員会においては、本市における部活動の実態を含む様々な状況に鑑み、各学校において部活動が適正に行われるとともに、運営方法や指導方法等の一層の向上と部活動の充実・発展のために議論を進め、本市における部活動の統一的なルールとして「戸田市部活動方針」を作成した。

今後、各学校は、本方針を踏まえて部活動に係る活動方針を定めるとともにこれを公開し、生徒、教員、保護者及び地域の方々等と連携しながら適正な環境のもとで部活動の推進を図るものとする。

目 次

1	部活動の位置付け	1
2	戸田市部活動方針	2
	(1) 活動計画を明確にする	
	(2) 休養日を適切に設定する	
	(3) 活動時間を適切に設定する	
	(4) 早朝練習は行わない	
	(5) 参加する大会を精選する	
	(6) 体罰・いじめの禁止の徹底、健康・安全管理に留意する	
3	今後の検討課題	5
	(1) 部活動顧問の支援体制の構築	
	(2) 組織的な部活動の運営	
	(3) 本方針の周知徹底	

(参考資料)

「戸田市部活動の在り方に関するアンケート」調査結果

1 部活動の位置付け

部活動は、生徒や保護者からのニーズが高い活動であり、学校文化として定着・発展してきた。その法的位置づけについて、中学校学習指導要領（平成 29 年改訂）においては以下のように示されている。

中学校学習指導要領（平成 29 年改訂平成 33 年度全面実施予定）（抄）

第 1 章 総則

第 5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

部活動は、学校が教育活動の一環として運営し、学校管理のもとで授業後や休日の決められた時間内に行われる課外活動である。スポーツ、文化、芸術に興味・関心をもつ学級、学年を超えた生徒が組織し、その活動を通して楽しみや喜び、努力や協力の大切さを味わい、学校生活を豊かなものにするための活動であり、教育活動の一環ではあるものの、生徒の自主的・自発的な参加により行われることが基本であるということに特に留意する必要がある。

2 戸田市部活動方針

(1) 活動計画を明確にする

部活動の顧問となる教員（以下「部活動顧問」という。）は、部活動の運営について生徒や保護者等の関係者の理解を得て連携してこれに取り組むため、部活動の活動計画を策定し、これらの関係者と共有する。

- ① 部活動顧問は、担当する部活動の目標や方針、活動日や休養日、活動時間や参加する大会やコンクール（以下大会等という。）を明確にした年間及び月間の活動計画を策定する
- ② このうち年間の活動計画は年度当初に、月間の活動計画は前々月までに作成し、それぞれを校長に提出する
- ③ 校長は、提出された活動計画を確認し、生徒が安全に部活動を行い、顧問の教員の負担が過度にならないように等の観点から指導する。
- ④ 部活動顧問は、活動計画を生徒や保護者等の関係者に周知し、部活動運営に関して理解・協力を得る。

(2) 休養日を適切に設定する

生徒の体力的・精神的な負荷及び教員の働き方等への配慮のため、以下にしたがって適正に休養日を設定する。

- ① 学期中は、1週間のうち2日以上（月曜日から金曜日（以下「平日」という。）に1日以上、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）に1日以上）を休養日に設定する。週末に大会等があった場合には、休養日を他の日に振り返ることができる。
また、夏季休業中の活動日は学期中の扱いに準じる。
なお、定期テスト1週間前及び学校閉庁日（8月11日から16日、12月29日から1月3日）は休養日とする。
- ② ただし、校長が特に認めた大会等（年間4回までとする。以下「4大会等」という。）に参加する場合は、その大会等開催日の前1ヶ月の間における2週間に限り、校長の承認により上記の決められた休養日を変更することができる。校長は、休養日の変更の承認にあたり、生徒及び部活動顧問の負担等に十分配慮するものとする。

なお、4大会等を選定するにあたっては、学校ごとに差が生じないように、各部活動の専門委員会でも協議して市内で統一するなど必要に応じて工夫すること。

(3) 活動時間を適切に設定する

活動時間の上限を以下のとおり設定する。

- ① 平日の活動時間は、1日2時間以内とする。また、下校時間を厳守し、生徒が安全に帰宅できるよう配慮することとする。
- ② 学校の休業日は終日に渡る活動を避け、活動時間は半日（4時間程度）以内とする。
- ③ ただし、4大会等の前1ヶ月の間における2週間に限り、校長の承認により例外を認めることができる。この場合においても、活動時間は週16時間を超えないように配慮することとする。

(4) 早朝練習は行わない

早朝練習は行わないこととする。

ただし、4大会等の前1ヶ月の間における2週間は、校長の承認により早朝練習を行うことができる。その場合においても、すべての活動時間を合計して週16時間を超えることがないよう配慮する。

また、早朝練習を行う場合は、生徒の健康に留意し、必ず保護者の理解を得て実施することとする。

(5) 参加する大会を精選する

大会等への参加については、校長の承認のもと、大会参加に係る明確な目的・ねらいに基づき、生徒の健康状態や発達状態等を踏まえた適切な範囲内とする。また、大会等に参加するにあたっては、費用負担や交通手段も含め、保護者には十分な説明を行う。

(6) 体罰・いじめの禁止の徹底、健康・安全管理に留意する

部活動の位置付けや目標を踏まえ、教員等による行き過ぎた指導、年齢や目標の異なる生徒間のトラブルを防止し、適切な健康管理と安全管理により事故を防止する。そのために学校全体で次のことに留意する。

① 体罰の禁止の徹底

体罰は、部活動という生徒の健全育成のために行われる教育活動が効果的に行えない状況になり、生徒や保護者の信頼を大きく失うことになる。指導と称して殴る・蹴るなどの暴力はもちろんのこと、威圧的な言葉による指導も体罰にあたるため絶対に許されないものであるとの認識をもち、それらの行為の禁止を徹底する。

② いじめの禁止の徹底

生徒が部活動をするにあたっては、生徒全員が同じ目標で参加しているわけではないことから、生徒の人間関係には十分注意し、いじめに発展しないように指導を徹底する。生徒の状況については、顧問の教員だけでなく学校全体で情報共有し、いじめの未然防止を徹底することとする。もし、いじめが起きた場合には、学校いじめ防止基本方針に基づき、早期に対応する。

③ 事故防止に努める

生徒の安全の確保は、部活動を運営していくためには必要なことである。顧問の教員だけでなく、生徒や保護者も事故防止に対する意識を高める。部活動実施前の準備運動、実施後の整理運動をしっかりと行うようにする。器具や用具を使うような場合は、顧問の教員だけでなく、生徒にも使用前の安全確認の習慣化と使用方法を指導する。

また、部活動を行う場合には、部活動顧問が学校の敷地内にいることとし、特に早朝練習を行う場合には、部活動顧問は必ずこれに立ち会うこととする。部活動顧問がこれらを行えない場合には、部活動顧問は代理の者にこれを行わせることとする。

④ 健康管理に努める

生徒本人に日頃から自分の健康管理について関心をもたせ、適切な休養に留意させる。顧問の教員は、生徒の健康観察を適切に行い、体調がすぐれない生徒に対しては無理をさせず、早期に適切な対応を行う。保護者とも連携して生徒の状況について情報共有する。

⑤ 安全管理に努める

部活動の活動時の天候にも留意する。高温多湿下においては、水分補給や休憩を忘れずに熱中症には十分留意し、暴風や雷等に関しても勇気をもって練習や試合の中止の判断を的確に行う。

3 今後の検討課題

(1) 部活動顧問の支援体制の構築

以下のような事項を通じて、顧問となる教員をさらに支援していくことが求められる。

① 部活動 顧問の技術指導充実のためのサポート

- ・ 部活動顧問の指導力向上のための研修会や講習会へ参加しやすい環境づくり
- ・ 短時間でも練習効果があがるような練習方法や練習メニューの考案
- ・ 外部指導者による効率的・効果的なトレーニングの実践（スポーツクラブ委託事業）
- ・ 定期的にトレーナーが学校を訪問して指導（スポーツクラブ委託事業）
- ・ プロの専門コーチと連携した技術指導研修会の実施
- ・ 顧問教員のヘルプデスクの設置（スポーツクラブ委託事業）
- ・ 教員からの相談の随時受け付け
- ・ トレーニング方法や事例集、指導方法などのメルマガの定期配信

② 部活動指導員制度の活用

平成29年4月の学校教育法施行規則の改正により部活動指導員が制度化され、顧問の教員を伴わない引率や指導が可能になった。本市においても、この制度化された部活動指導員の積極的な活用について引き続き検討する。

(2) 組織的な部活動の運営

部活動においては、保護者や外部指導員、地域の方々などの様々な関係者が連携して、仲間と共に技能向上に取り組む環境づくりを行うことが重要である。これを踏まえ、以下のような事項を通じてさらに部活動の運営の質を向上させていく。

- ・ 校長のリーダーシップのもと、教員、生徒、保護者、地域の方々などと連携した部活動の運営方法について検討する。
- ・ 1つの学校の全部活動合同（運動部、文化部等の種類にかかわらず）のトレーニング（メンタルヘルスや体幹トレーニングなど）の実施を検討する。
- ・ 近隣のスポーツクラブと連携して活動することを検討する。
（スポーツクラブ委託事業、又は、共同研究事業）

(3) 本方針の周知徹底

本方針に係る概要版パンフレットの作成や教育委員会のHPやfacebook等を通じて、本方針を広く周知し、その内容を各学校・各部活動顧問が遵守することが重要である。休養日を設定したり、活動時間を制限したりすることによる教員の悩みは、市内他校との練習量に差がでることや、保護者からの部活動をもっとやってほしいという要望であるという実態がある。休養日や活動時間、参加する大会等などは、部活動顧問のみで決定しているわけではなく、本方針に基づき本市の学校全体として実施していることを周知していく必要がある。

戸田市部活動方針（案）概要

戸田市では、部活動が学校の教育活動の一環として生徒の自主的・自発的な参加により行われることを基本とし、スポーツや文化活動等を通じた生徒の健全な成長と、教員の働き方改革を両立させ、持続可能な運営が可能となるよう部活動を行います。

1 活動計画を明確にする

部活動顧問は、目標や方針、休養日や活動時間、参加する大会等を明記した年間・月間の活動計画を策定し、生徒や保護者等に周知する。

2 休養日を適切に設定する

- ・学期中は週あたり2日以上（平日は1日以上、週末は1日以上）を休養日として設定
- ・夏季休業中は学期中に準ずる。
- ・定期テスト前1週間及び学校閉庁日は休養日とする。

ただし、校長が特に認めた年間4回までの大会等（以下「4大会等」）については、その開催日の前1ヶ月間における2週間に限り、校長の承認により休養日を変更することができる。

(参考) 国のガイドライン¹による基準

- ・学期中は週あたり2日以上（平日は1日以上、週末は1日以上）を休養日として設定。
- ・長期休業中は学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間も設ける。

3 活動時間を適切に設定する

- ・平日の活動時間は1日2時間以内。ただし、下校時間は厳守。
- ・学校の休業日における活動時間は半日（4時間程度）以内。

ただし、4大会等の前1ヶ月間における2週間に限り、校長の承認により例外を認めることができる。その場合でも、活動時間は週16時間を超えないよう配慮。

(参考) 国のガイドラインによる基準

- ・平日の活動時間は2時間程度以内、学校の休業日の活動時間は3時間程度以内。

4 早朝練習は行わない

早朝練習は行わない。ただし、4大会等開催日の前1ヶ月の間における2週間に限り、校長の承認により行うことができる。その場合でも活動時間は週16時間を超えないよう配慮。

5 参加する大会を精選する

大会等への参加については、校長の承認のもと、大会参加に係る明確な目的・狙いに基づき、生徒の健康状態等を踏まえた適切な範囲内とする。

6 体罰・いじめの禁止の徹底、健康・安全管理に留意する

部活動の位置付けや目標を踏まえ、教員等による行き過ぎた指導、年齢や目標の異なる生徒間のトラブルを防止し、適切な健康管理と安全管理により事故を防止する。

¹ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）スポーツ庁